

千葉市生ごみ資源化アドバイザー派遣事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生ごみの減量及び資源化推進を目的とした、生ごみ資源化アドバイザー（以下、「アドバイザー」という。）派遣事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(アドバイザーの業務)

第2条 アドバイザーの業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 生ごみ減量処理機の利用に関する助言を行うこと。
- (2) 生ごみ減量処理機の管理に関する技術指導を行うこと。
- (3) 生ごみの減量及び資源化に関する学習会又は研修会等での助言を行うこと。
- (4) その他生ごみの減量及び資源化推進に関すること。

(研修)

第3条 市長は、アドバイザーを養成するため、必要な研修を行うものとする。

(アドバイザーの登録等)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者をアドバイザーとして登録するものとする。

(1) 生ごみの減量及び資源化に積極的に取り組む意欲があり、かつ、前条に規定する研修を修了した者。

(2) 前号に掲げる者のほか市長が特に必要と認める者。

2 前項の規定により、アドバイザーの登録を受けようとする者は、「生ごみ資源化アドバイザー登録申請書（様式第1号）」を市長に提出するものとする。

3 登録の有効期間は、登録の日から起算して3年とし、有効期間満了に伴う再登録は妨げない。ただし、再登録にあっても前2項の規定は適用される。

4 アドバイザーは、登録事項に変更があったときは、速やかに、「生ごみ資源化アドバイザー登録事項変更届（様式第1号の2）」を市長に提出するものとする。

(登録簿)

第5条 市長は、前条の規定により登録等の申請等があったときは、その承認する内容について「生ごみ資源化アドバイザー登録等通知書（様式第2号）」により当該アドバイザーに通知するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した登録簿を千葉市ホームページ等で公表するものとする。

(1) 氏名

(2) 資格、肩書等

(3) 助言、技術指導等が可能な内容

(登録証)

第6条 市長は、前条の規定によりアドバイザーを登録したときは、「千葉市生ごみ資源化アドバイザー登録証（様式第3号。以下「登録証」という。）」を交付する。

2 アドバイザーが、登録証を紛失し又はき損したときは、「生ごみ資源化アドバイザー登録証失・き損届（兼再交付願）（様式第4号）」を市長に届け出なくてはならない。

3 市長は、前項の規定による届出があったときは、必要に応じて登録証を再交付する。

4 前項の規定により登録証の再交付を受けたアドバイザーは、紛失した登録証を発見したとき

は、速やかに当該登録証を市長に返納しなければならない。

5 アドバイザーは、登録の有効期間満了時に登録証を市長に返納しなければならない。

(登録の取消し)

第7条 市長は、アドバイザーが次のいずれかに該当するときは、第4条第3項の規定に関わらず、登録を取り消すものとする。

- (1) 本事業の目的に反する行為を行ったとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により登録を受けたことが判明したとき。
- (3) 本事業の信用を著しく損なったとき。
- (4) 「生ごみ資源化アドバイザー登録取消届(様式第5号)」が提出されたとき。
- (5) その他市長が適当と認めたとき。

2 前項の規定により登録を取り消されたアドバイザーは、速やかに登録証を返納しなければならない。

(派遣の対象等)

第8条 アドバイザーの派遣は、町内自治会、学校、市民活動団体及び事業者等(以下「団体」という。)が行う活動を対象とし、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 千葉市内への派遣であること。
- (2) 業務に要する時間は、原則として2時間とすること。
- (3) 参加者がおおむね5人以上見込まれること。
- (4) 営利活動、政治活動又は宗教活動を目的としないこと。
- (5) その他本事業の目的に反しないこと。

(派遣の申請)

第9条 アドバイザーの派遣を希望する団体は、原則として派遣希望日の14日前までに、「生ごみ資源化アドバイザー派遣申請書(様式第6号)」を市長に提出するものとする。

(派遣の決定等)

第10条 市長は、前条の規定により派遣の申請があったときは、派遣の可否を決定し、派遣する場合はアドバイザーの中から当該申請に係る業務に適当と思われる者を選任し、協議のうえ、派遣の了解を得られた者を派遣するものとする。

2 市長は、前項の規定により派遣するアドバイザーを決定したときは、当該アドバイザーに対して、「生ごみ資源化アドバイザー派遣要請通知書(様式第7号)」により通知するものとする。

3 市長は、前第1項の規定により派遣の可否等を決定したときは、当該団体に対して、派遣の可否並びに派遣する場合は派遣するアドバイザーの氏名及び連絡先、派遣しない場合はその理由を「生ごみ資源化アドバイザー派遣等決定通知書(様式第8号)」により通知するものとする。

(実施結果報告)

第11条 団体は、アドバイザーの派遣を受けた後、14日以内に、実施結果を「生ごみ資源化アドバイザー派遣実施結果報告書(様式第9号)」を市長に提出するものとする。

(経費支払)

第12条 市長は、前条の規定により実施結果の報告を受けたときは、速やかに、当該アドバイザーに対し、予算の範囲内において謝金を支給するものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成17年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年9月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年3月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年1月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月20日から施行する。

(様式第1号)

年 月 日

(あて先) 千葉市長

生ごみ資源化アドバイザー登録申請書

千葉市生ごみ資源化アドバイザー派遣事業実施要綱第4条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

氏名 (自署)	
住所	〒 _____
連絡先	(電 話)
	(ファクシミリ)
	(電子メール)
資格、肩書等	
助言、技術指導等が可能な内容	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 家庭でできる生ごみ減量・肥料化方法<input type="checkbox"/> 生ごみ肥料化容器等の使用<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 電動式生ごみ処理機<input type="checkbox"/> コンポスト容器<input type="checkbox"/> その他 ()<input type="checkbox"/> 好気性生ごみ処理容器<input type="checkbox"/> 嫌気性生ごみ処理容器 <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 段ボールコンポストの作成<input type="checkbox"/> 資源化した生ごみの活用<input type="checkbox"/> エコレシピ料理<input type="checkbox"/> その他 ()

(様式第2号)

第 号
年 月 日

(氏名) 様

千葉市長

生ごみ資源化アドバイザー登録等通知書

年 月 日付で申請のあったアドバイザーの登録等について、千葉市生ごみ資源化アドバイザー派遣事業実施要綱第5条の規定により、下記のとおり通知します。

記

アドバイザーの登録（登録事項変更）を承認します。

氏名	
住所	〒
連絡先	(電 話)
	(ファクシミリ)
	(電子メール)
資格、肩書等	
助言、技術指導等が可能な内容	<input type="checkbox"/> 家庭でできる生ごみ減量・肥料化方法 <input type="checkbox"/> 生ごみ肥料化容器等の使用 (<input type="checkbox"/> 電動式生ごみ処理機 <input type="checkbox"/> 好気性生ごみ処理容器 <input type="checkbox"/> コンポスト容器 <input type="checkbox"/> 嫌気性生ごみ処理容器 <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> 段ボールコンポストの作成 <input type="checkbox"/> 資源化した生ごみの活用 <input type="checkbox"/> エコレシピ料理 <input type="checkbox"/> その他 ()

(様式第3号)

(表面)

千葉市生ごみ資源化アドバイザー登録証	
No.	
氏名	
有効期間	年 月 日 から 年 月 日
上記の者が千葉市生ごみ資源化アドバイザーとして登録されていることを証明する。	
年 月 日	
千葉市長 印	

(裏面)

助言、技術指導等が可能な内容	<input type="checkbox"/> 家庭でできる生ごみ減量・肥料化方法						
	<input type="checkbox"/> 生ごみ肥料化容器等の使用						
	<table border="0"><tr><td><input type="checkbox"/> 電動式生ごみ処理機</td><td><input type="checkbox"/> 好気性生ごみ処理容器</td></tr><tr><td><input type="checkbox"/> コンポスト容器</td><td><input type="checkbox"/> 嫌気性生ごみ処理容器</td></tr><tr><td><input type="checkbox"/> その他 ()</td><td></td></tr></table>	<input type="checkbox"/> 電動式生ごみ処理機	<input type="checkbox"/> 好気性生ごみ処理容器	<input type="checkbox"/> コンポスト容器	<input type="checkbox"/> 嫌気性生ごみ処理容器	<input type="checkbox"/> その他 ()	
<input type="checkbox"/> 電動式生ごみ処理機	<input type="checkbox"/> 好気性生ごみ処理容器						
<input type="checkbox"/> コンポスト容器	<input type="checkbox"/> 嫌気性生ごみ処理容器						
<input type="checkbox"/> その他 ()							
	<input type="checkbox"/> 段ボールコンポストの作成						
	<input type="checkbox"/> 資源化した生ごみの活用						
	<input type="checkbox"/> エコレシピ料理						
	<input type="checkbox"/> その他 ()						
1 本証は、千葉市生ごみ資源化アドバイザーの任務の遂行の際には必ず携帯しなければならない。							
2 本証は、他人に貸与し、又は譲与してはならない。							
3 本証を紛失したときは、直ちに市長に届け出なければならない。							
4 アドバイザーの登録を取り消したときは、本証を市長に返納しなければならない。							

(様式第4号)

年 月 日

(あて先) 千葉市長

生ごみ資源化アドバイザー登録証紛失・き損届 (兼再交付願)

千葉市生ごみ資源化アドバイザー登録証の再交付を受けたいので、千葉市生ごみ資源化アドバイザー派遣事業実施要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

氏名 (自署)	
住所	〒 —
再交付の理由	
備考	

※添付資料:き損の場合、き損した千葉市生ごみ資源化アドバイザー登録証

(様式第5号)

年 月 日

(あて先) 千葉市長

生ごみ資源化アドバイザー登録取消届

千葉市生ごみ資源化アドバイザー派遣事業実施要綱第7条第4号の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

氏名 (自署)	
住所	〒 _____
連絡先	(電 話)
	(ファクシミリ)
	(電子メール)

(様式第 6 号)

年 月 日

(あて先) 千葉市長

団 体 名
住 所 〒 —

代表者氏名
担当者住所 〒 —
担当者氏名
連 絡 先

生ごみ資源化アドバイザー派遣申請書

千葉市生ごみ資源化アドバイザー派遣事業実施要綱第 9 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

希望する助言、技術指導等の内容	<input type="checkbox"/> 家庭でできる生ごみ減量・肥料化方法 <input type="checkbox"/> 生ごみ肥料化容器等の使用 <input type="checkbox"/> 電動式生ごみ処理機 <input type="checkbox"/> 好気性生ごみ処理容器 <input type="checkbox"/> コンポスト容器 <input type="checkbox"/> 嫌気性生ごみ処理容器 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 段ボールコンポストの作成 <input type="checkbox"/> 資源化した生ごみの活用 <input type="checkbox"/> エコレシピ料理 <input type="checkbox"/> その他 ()
派遣希望日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
派遣希望場所	(名 称)
	(所在地)
参加予定人数	人
その他	

(様式第8号)

第 号
年 月 日

(団体名)

(代表者氏名) 様

千葉市長

生ごみ資源化アドバイザー派遣等決定通知書

年 月 日付で申請のあったアドバイザーの派遣について、千葉市生ごみ資源化アドバイザー派遣事業実施要綱第10条第3項の規定により、下記のとおり通知します。

記

アドバイザーを派遣する（しない）ことを決定します。

(派遣するとき)

アドバイザーの氏名	
連絡先	(電 話)
	(ファクシミリ)
	(電子メール)

(派遣しないとき)

理由	
----	--

(様式第9号)

年 月 日

(あて先) 千葉市長

団 体 名

住 所

代表者氏名

担当者住所

担当者氏名

連 絡 先

生ごみ資源化アドバイザー派遣実施結果報告書

千葉市生ごみ資源化アドバイザー派遣事業実施要綱第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

派遣日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
派遣場所	(名 称)
	(所在地)
アドバイザーの氏名 (アドバイザーの 自署)	
参加人数	人
その他	